介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　　主　　　点　　　検　　　表

（令和5年度版）

訪　問　入　浴　介　護

介護予防訪問入浴介護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者(法人)名称 |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 |  |
| 点検年月日 | 　　年　　　月　　　日 |

越谷市 福祉部 福祉総務課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　　旨

　　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

　　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

　　この自主点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問入浴介護についても訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

3　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第63号）　 |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第64号　） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則  | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 5 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 訪問入浴介護の基本方針 | 5 |
| 3 | 介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 従業者 | 6 |
| 5 | 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 | 6 |
| 6 | 管理者 | 6 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 | 7 |
| 8 | 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | 7 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 7 |
| 10 | 提供拒否の禁止 | 8 |
| 11 | サービス提供困難時の対応 | 8 |
| 12 | 受給資格等の確認 | 8 |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 | 9 |
| 14 | 心身の状況等の把握 | 9 |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 9 |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 9 |
| 17 | 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 9 |
| 18 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 9 |
| 19 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 9 |
| 20 | 身分を証する書類の携行 | 10 |
| 21 | サービスの提供の記録 | 10 |
| 22 | 利用料等の受領 | 10 |
| 23 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 11 |
| 24 | 訪問入浴介護の基本取扱方針 | 11 |
| 25 | 介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 | 11 |
| 26 | 訪問入浴介護の具体的取扱方針 | 11 |
| 27 | 介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | 12 |
| 28 | 利用者に関する市町村への通知 | 12 |
| 29 | 緊急時等の対応 | 12 |
| 30 | 管理者の責務 | 12 |
| 31 | 運営規程 | 12 |
| 32 | 勤務体制の確保等 | 13 |
| 33 | 業務継続計画の策定等 | 15 |
| 34 | 衛生管理等 | 16 |
| 35 | 掲示 | 18 |
| 36 | 秘密保持等 | 18 |
| 37 | 広告 | 18 |
| 38 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 18 |
| 39 | 苦情処理 | 18 |
| 40 | 地域との連携等 | 19 |
| 41 | 事故発生時の対応 | 19 |
| 42 | 虐待の防止 | 20 |
| 43 | 会計の区分 | 22 |
| 44 | 記録の整備 | 22 |
| 45 | 電磁的記録等 | 22 |
| 第6 | 業務管理体制の整備 |  |
| 46 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 23 |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 47 | 訪問入浴介護費の算定 | 24 |
| 48 | 介護予防訪問入浴介護費の算定 | 24 |
| 49 | 介護職員3人で訪問入浴介護を行った場合 | 24 |
| 50 | 介護職員2人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 25 |
| 51 | 清拭・部分浴 | 25 |
| 52 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 25 |
| 53 | 中山間地域等居住者加算 | 26 |
| 54 | 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 26 |
| 55 | 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 26 |
| 56 | 初回加算 | 26 |
| 57 | 認知症専門加算 | 26 |
| 58 | サービス提供体制強化加算 | 27 |
| 59 | 介護職員処遇改善加算 | 29 |
| 60 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 31 |
| 61 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 32 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 |
| 1一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第2項越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第5項 |
|  | ※　虐待の防止に係る措置は、令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 |  | 平11老企25第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 |
| 2訪問入浴介護の基本方針 | 　訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第47条 |
| 3介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 　介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第47条 |
| 第3　人員に関する基準 |
|  | ※「常勤」（用語の定義）　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。　　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる訪問入浴介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問入浴介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。〔事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数〕【週 　　 時間】 |  | 平11老企25第2の二の(3) |
|  | ※　人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | ※「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の定義)　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25第2の二の(4) |
|  | ※「常勤換算方法」（用語の定義）　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問入浴介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  | 平11老企25第2の二の(1) |
|  | 　　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
| 4　従業者★ | ①　事業所ごとに看護職員(看護師又は准看護師)を1人以上配置していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第48条第1項平11老企25第3の二の1(1) |
|  | ②　介護職員を2人以上配置していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | ③　看護職員、介護職員（訪問入浴介護従業者）のうち1人以上は常勤を配置していますか。※事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数　：　【週 　　 時間】 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第48条第2項 |
| 5介護予防訪問入浴介護事業の人員基準★ | ※　介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における看護職等の基準（上記①から③）を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第48条第3項 |
| 6管理者★ | 　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第49条平11老企25（準用第3の一の1(3)) |
|  | ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。　ア　当該事業所で訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合　イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |  |
| 第4　設備に関する基準 |
| 7設備及び備品等 | ①　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第50条第1項平11老企25第3の二の2(1) |
|  | ※　事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  |
|  | ※　専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。 |  | 平11老企25第3の二の2(2) |
|  | ②　サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第50条第1項平11老企25第3の二の2(3) |
|  | ※　訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。　　特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。　　ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |  |
| 8介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | ※　介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記1の①及び②）を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第50条第2項予防条例第50条第2項 |
| 第5　運営に関する基準 |
| 9内容及び手続きの説明及び同意 | ①　サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサ－ビスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第8条第1項） |
| ★ | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　訪問入浴介護従業者の勤務体制　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(2）） |
|  | ※　同意は、利用者及び通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第8条第2項） |
|  | 　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの　　ア　指定訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　イ　指定訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | 　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例第58条準用（第8条第3項） |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例第58条準用（第8条第4項） |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。　(1)　②に規定する方法のうち指定訪問入浴介護事業者が使用するもの　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第58条準用（第8条第5項） |
|  | ※　上記承諾を得た指定訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例第58条準用（第8条第6項） |
| 10提供拒否の禁止 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第9条） |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |  |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(3)） |
| 11サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第10条）平11老企25準用(第3の一の3(4)） |
| 12受給資格等の確認★ | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第11条) |
|  | ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 準用(平11老企25 第3の一の3(5)） |
| 13要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第12条第1項) 平11老企25準用(第3の一の3(6)） |
|  | ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第12条第2項) |
| 14心身の状況等の把握★ | 　サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第13条) |
| 15居宅介護支援事業者等との連携★ | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第14条第1項)  |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第14条第2項) |
| 16法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。  | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第15条)平11老企25準用(第3の一の3(7)） |
| 17介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 　利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。　また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第56条準用(第15条) |
| 18居宅サービス計画に沿ったサービスの提供★ | 　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第16条)  |
| 19居宅サービス計画等の変更の援助 | 　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第17条) |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(8)） |
|  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 |  |  |
| 20身分を証する書類の | 　訪問入浴介護従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第18条)  |
| 携行 | ※　当該証書には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(9)） |
| 21サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、訪問入浴介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第19条第1項) |
| ★ | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(10)①） |
|  | ※　記載すべき事項には、次にあげるものが考えられます。　ア　訪問入浴介護の提供日　イ　サービスの内容　ウ　保険給付の額　エ　その他必要な事項 |  |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、訪問入浴介護の提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第19条第2項) |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(10)②） |
| 22利用料等の受領★ | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第51条第1項 |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供される訪問入浴介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(11)①） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。　　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第51条第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(11)②） |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(11)②） |
|  | 　ア　利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。 |  |  |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。　 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第51条第3項 |
|  | 　ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費　イ　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 |  |  |
|  | ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 平11老企25第3の二の3(1)② |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第51条第4項平11老企2準用(第3の一の3(11)④） |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第41条第8項 |
| 23保険給付の請求のための証明書の交付 | 　法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第21条)平11老企25準用(第3の一の3(12)） |
| 24訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第52条第1項 |
| ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第52条第2項 |
| 25介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第57条第1項 |
| ②　自らがその提供する介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第57条第2項 |
|  | ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第57条第3項 |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第57条第4項 |
| 26訪問入浴介護の具体的取扱方針★ | ①　サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第53条第1項第1号 |
| ※　利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスを提供してください。 |  | 平11老企25第3の二の3(2)① |
|  | ②　サービスに当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第53条第1項第2号平11老企25第3の二の3(2)② |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第53条第1項第3号 |
|  | ※　常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 |  |
|  | ④　サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第53条第1項第4号 |
|  | ※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 |  |  |
|  | ※　「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。 |  | 平11老企25第3の二の3(2)③ |
|  | ※　「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。 |  | 平11老企25第3の二の3(2)③ |
|  | ⑤　サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第53条第1項第5号 |
|  | ※　「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。　ア　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。　イ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。　ウ　消毒方法等についてはマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。　 |  | 平11老企25第3の二の3(2)④ |
| 27介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針★ | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第58条第1号 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第58条第2号 |
| 28利用者に関する市町村への通知 | 　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村にその旨を通知していますか。　ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第26条) |
| ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |  |  |
| 29緊急時等の対応 | 　従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第54条 |
| ★ | ※　協力医療機関については、次の点に留意してください。　ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 |  | 平11老企25第3の二の3(3) |
| 30管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。  | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第55条第1項平11老企25第3の二の3(4) |
|  | ②　管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| 31運営規程★ | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条 |
|  | ※運営規程には、次の事項等を定めるものとします。　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　ウ　営業日及び営業時間　エ　訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額　オ　通常の事業の実施地域　カ　サービスの利用に当たっての留意事項　キ　緊急時等における対応方法　ク　個人情報の取扱い　ケ　虐待の防止のための措置に関する事項　コ　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  |  |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(18)②） |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(18)③） |
|  | ※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。 |  | 平11老企25第3の二の3(5) |
|  | ※　ケの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 |  |  |
| 32勤務体制の確保等★ | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条の2第1項 |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)① |
|  | ②　事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条の2第2項 |
|  | ※　従業者によってサービスを提供するべきことを規定したものであるが、事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)② |
|  | ③　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条の2第3項 |
|  | 　　また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条の2第3項 |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)③ |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)③ |
|  | 　　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。 |  |  |
|  | ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第56条の2第4項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企25第3の二の3(6)④(準用第3の一の3(21)④) |
|  | 　　イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | 　　a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |  |  |
|  | 　　ロ　事業主が講じることが望ましい取組について　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 　　　加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |
| 33業務継続計画の策定等★ | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条（準用第31条の2第1項） |
|  | ※　指定訪問入浴介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平11老企25第3の二の3(7)① |
|  | 　　なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平11老企25第3の二の3(7)② |
|  | 　イ　感染症に係る業務継続計画　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　b　初動対応　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　ロ　災害に係る業務継続計画　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条（準用第31条の2第2項） |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 平11老企25第3の二の3(7)③ |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条（準用第31条の2第3項） |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11老企25第3の二の3(7)④ |
| 34衛生管理等★ | ①　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第32条第1項)労働安全衛生法第66条 |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  |
|  | ②　事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第32条第2項) |
|  | ③　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平11老企25第3の二の3(8)(準用(第3の一の3(23)①）) |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ④　指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第32条第3項） |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。 |  | 平11老企25第3の二の3(8)② |
|  | (1)　指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第32条第3項第1号） |
|  | 　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平11老企25第3の二の3(8)②イ |
|  | 　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | (2)　当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第32条第3項第2号） |
|  | 　ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企25第3の二の3(8)②ロ |
|  | (3)　当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第32条第3項第3号） |
|  | 　ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 |  | 平11老企25第3の二の3(8)②ハ |
|  | 　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 |  |  |
|  | 　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 35掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第33条第1項) |
|  | ※　指定訪問入浴介護事業者は、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(24)①） |
|  | 　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　ロ　訪問入浴介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問入浴介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問入浴介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 |  | 条例第58条準用(第33条第1項)平11老企25準用(第3の一の3(24)②) |
| 36　秘密保持等★ | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第34条第1項) |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(25)①） |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第34条第2項) |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第34条第3項) |
|  | ※　この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものとします。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(25)③） |
| 37　広告★ | 　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第35条) |
| 38　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第36条)平11老企25準用(第3の一の3(27)） |
| 39　苦情処理★ | ①　サ－ビスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第1項) |
|  | ※｢必要な措置｣とは、具体的には以下のとおりです。　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(28)①） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。 |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第3項)平11老企25準用（第3の一の3(28)③） |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第4項) |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第37条第6項) |
| 40地域との連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用(第38条第1項) |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(29)①） |
|  | ②　指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第38条第2項） |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(29)②） |
| 41　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用（第39条) |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(30)①） |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(30)） |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企25準用（第3の一の3(30)②） |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平11老企25準用（第3の一の3(30)③） |
| 42虐待の防止★ | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第58条準用（第39条の2） |
| ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 平11老企25 第3の二の3(9)準用（第3の一の3(31)） |
|  | 　〇虐待の未然防止　　指定訪問入浴介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 　〇虐待等の早期発見　　指定訪問入浴介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 　〇虐待等への迅速かつ適切な対応　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問入浴介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ①　当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第39条の2第1号） |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企25 第3の二の3(9)準用（第3の一の3(31)①） |
|  | 　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | 　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第39条の2第2号） |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕　　指定訪問入浴介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25 第3の二の3(9)準用（第3の一の3(31)②） |
|  | ③　当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第39条の2第3号） |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問入浴介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問入浴介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 平11老企25 第3の二の3(9)準用（第3の一の3(31)③） |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第58条準用（第39条の2第4号） |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕　　指定訪問入浴介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11老企25 第3の二の3(9)準用（第3の一の3(31)④） |
| 43会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第62条準用(第40条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |  | 平11老企25準用(第3の一の3(32)） |
| 44記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第57条 |
|  | ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間(アに掲げる記録にあっては、5年間)保存していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 　ア　提供した具体的なサービスの内容等の記録　イ　市町村への通知に係る記録　ウ　苦情の内容等の記録　エ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 |  | 平11老企25 第3の二の3(10)準用（第3の一の3(33)） |
| 45電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(居宅基準条例第11条第1項「受給資格等の確認」、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 |  | 平11老企25第5の1 |
|  | 　⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | 　⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  | 平11老企25第5の2 |
|  | 　⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第6　業務管理体制の整備 |
| 46法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。　　届出年月日〔　　　　　年　　月　　日〕　　届出先　　　〔　　　　　　　　　　　　　〕　　法令遵守責任者　職名・氏名〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第115条の32第1項・第2項施行規則第140条の39 |
| ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容◎事業所の数が20未満 　・整備届出事項：法令遵守責任者　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 |
|  | ◎事業所の数が20以上100未満　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 |  |  |
|  | ◎事業所の数が100以上　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  |  |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。　オ　法令遵守規程を整備している。　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い |
| 47訪問入浴介護費の算定 | 　看護職員1人及び介護職員2人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2の注1 |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えありません。 |  | 平12老企36第2の3(1) |
| 48介護予防訪問入浴介護費の算定 | 　看護職員1人及び介護職員1人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚労告127別表1のイ注1 |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば、派遣する職員が2人とも看護職員であっても差し支えありません。 |  | 平18-0317001別紙1第2の2(1) |
| 49介護職員3人で訪問入浴介護を行った場合 | 　入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2の注2 |
| ※　利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 |  | 平12老企36第2の3(2) |
| 50介護職員2人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 　利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員2人が介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚労告127別表1のイ注2 |
| ※　この場合に、サービスの提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 |  | 平18-0317001別紙1第2の2(2) |
| 51清拭・部分浴（予防も同様） | 　訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のイ注3平18厚労告127別表1のイ注3 |
| 52同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（予防も同様） | （1）　訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2の注4平18厚労告127別表1のイ注4 |
| （2）　指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ①　「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問入浴介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）①） |
|  | （同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義）②　「訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）②イ） |
|  | 　　この場合の「利用者数」は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。　　この場合、「1月間の利用者の数の平均」は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。　　この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、介護予防訪問入浴介護と一体的な運営をしている場合、介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算してください。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）②ロ） |
|  | ※　当該減算は、訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）③） |
|  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例）　・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  | ※　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該訪問入浴介護事業所の訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）④） |
|  | （同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義）　イ　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（14）⑤） |
|  | 　ロ　この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  |  |
| 53中山間地域等居住者加算（予防も同様） | 　下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、（介護予防）訪問入浴介護従業者が（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2の注7平18厚労告127別表1のイ注7 |
| ※　厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者（春日部市宝珠花等） |  | 平21厚労告83 |
| ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 平12老企36第2の3（6）準用（2(17)） |
|  | ※　延べ訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延べ訪問回数をいいます。 |  |  |
| 54訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 　利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のイ注8 |
| 55介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 　利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚労告127別表2の注8 |
| 56初回加算（予防も同様） | 　指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護事業所の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき200単位を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のロ平18厚労告127別表1のロ |
| ※　指定訪問入浴介護事業所において、初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認を行った場合に算定が可能である。 |  | 平12老企36第2の3（7）平18-0317001号第2の2(7) |
|  | ※　初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定すること。 |  |  |
| 57認知症専門ケア加算（予防も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のハ平18年厚告126号1ハ注 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　3単位 | [ ]  |  |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　4単位 | [ ]  |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95三の二 |
|  | 〔認知症専門ケア加算（Ⅰ）〕　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2)　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔認知症専門ケア加算(Ⅱ)〕　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　イの基準のいずれにも適合すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2)　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める者】 |  | 平27厚労告94三の三 |
|  | 　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」・・・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。 |  | 平12老企36第2の3（8）①平18-0317001号第2の2(8)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。 |  | 平12老企36第2の3（8）②平18-0317001号第2の2(8)② |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18 年3月31 日老発第0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18 年3月31 日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 |  | 平12老企36第2の3（8）③平18-0317001号第2の2(8)③ |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12老企36第2の3（8）④平18-0317001号第2の2(8)④⑤ |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 |  | 平12老企36第2の3（8）⑤平18-0317001号第2の2(8)⑥ |
| 58サービス提供強化加算（予防も同様） | 　下記の基準に適合しているとして、所定単位数を加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2の二 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　　　　44単位 | [ ]  | 平18年厚告126号別表1二注 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　　　　36単位 | [ ]  |
|  | サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　　　　12単位 | [ ]  |  |
|  | 〔イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〕　次のいずれにも該当すること。 |  | 平27告95五平27告95百一 |
|  | ①　当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ③　事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ④　次のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | (一)　事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (二)　当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）〕　次のいずれにも該当すること。 |  |  |
|  | ①　上記イ①～③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ②　当該事業所の介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）〕　次のいずれにも該当すること。 |  |  |
|  | ①　上記イ①～③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ②　次のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | (一)　当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業員員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (二)　当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　「研修」について　　　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 |  | 平12老企36第2の3（9）①平18-0317001号第2の2(9)① |
|  | ※　「会議の開催」について　　　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。　　　なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。 |  | 平12老企36第2の3（9）②平18-0317001号第2の2(9)② |
|  | 　　　また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | 　　　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。・利用者のADLや意欲・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・家族を含む環境・前回のサービス提供時の状況・その他のサービス提供に当たって必要な事項 |  |  |
|  | ※　健康診断について健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  | 平12老企36第2の3(9)③平18-0317001号第2の2(9)③ |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとします。　　ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。　　なお、介護福祉士又は実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。 |  | 平12老企36第2の3(9)④平18-0317001号第2の2(9)④ |
|  | ※　上記ただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑤平18-0317001号第2の2(9)⑤ |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑥平18-0317001号第2の2(9)⑥ |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑦平18-0317001号第2の2(9)⑦ |
|  | ※　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑧平18-0317001号第2の2(9)⑧ |
| 59介護職員処遇改善加算（予防も同様） | 　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のホ平成18年厚告126号別表1ホ注 |
| （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の58/1000 | [ ]  |  |
|  | (2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の42/1000 | [ ]  |  |
|  | （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の23/1000 | [ ]  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 |  |  |
|  | 　ア　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　イ　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。　※　当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知していること。また、介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。　ウ　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。エ　その他、処遇改善加算等の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 |  |  |
|  | 　＜処遇改善加算の算定要件＞　取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。　処遇改善加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　処遇改善加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　処遇改善加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
|  | 　〔キャリアパス要件Ⅰ〕　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　〔キャリアパス要件Ⅱ〕　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　　　　A・・・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 　〔キャリアパス要件Ⅲ〕　　　次の①及び②の全てを満たすこと。　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　A・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　B・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　　　　　　C・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　〔職場環境等要件〕　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 60介護職員等特定処遇改善加算（予防も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のへ平成18年厚告126号別表1ヘ注 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の21/1000 | [ ]  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の15/1000 | [ ]  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照。 |  |  |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) |  |  |
|  | 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること(1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |  |  |
|  | 　(一)　介護福祉士であって、経験及び技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。　(二)　指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。　(三)　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。　(四)　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 |  |  |
|  | (2)　当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。 |  |  |
|  | (3)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 |  |  |
|  | (4)　当該訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。(5)　訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は（Ⅱ）を算定していること。 |  |  |
|  | (6)　訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(7)　平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) |  |  |
| 　上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 61介護職員等ベースアップ等支援加算（予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表2のト |
|  | 〔算定要件〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月 支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。ニ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。ホ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  | 平27厚告95「厚生労働大臣が定める基準」四の三他 |